

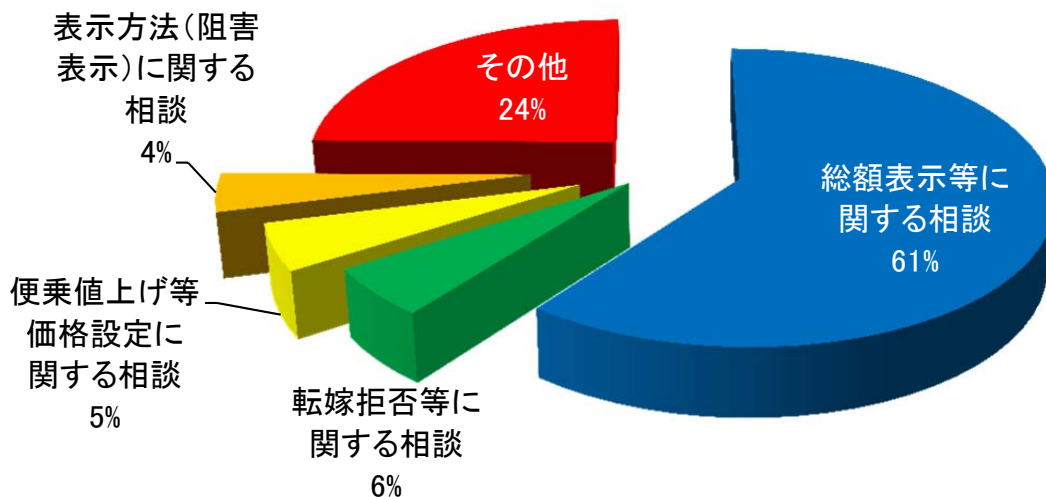
消費税価格転嫁等総合相談センターの相談対応状況

平成 25 年 11 月 15 日
内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

消費税価格転嫁等総合相談センターの 10 月（10/2～10/31）の相談対応状況は以下のとおり。

1 相談件数

10 月の相談件数：電話 578 件、メール 82 件
【相談内容（全 660 件）の内訳（※1）】



2 相談例

- ・「本体価格＋税」といった表示はよいと聞いたが、例えば「税別」や「税抜」、消費税分を括弧で表示することは可能か。
- ・来年4月からの税率引上げ後も現行税率と同じ税込単価を供給者に相談する際の注意点はあるか。
- ・3パーセント以上の値上げとなれば、便乗値上げと見なされるか否か聞きたい。
- ・消費税増税前にチラシなどに「消費税増税前ですが」という表記は問題あるか。
- ・消費税の引上げによって国の借金を減らすことができるのか。

※1 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は1件

お問い合わせ先
内閣府消費税価格転嫁等相談対応室
電話：03-3539-2610